
大阪府砂防指定地管理条例の現状と 今後の方針について

大阪府 都市整備部
河川室 河川環境課

豊能木代地区で発生した土砂崩落の概要

○発生日時：平成26年2月25日（火）

○発生場所：豊能郡豊能町木代（府道余野茨木線沿い）

○内 容：

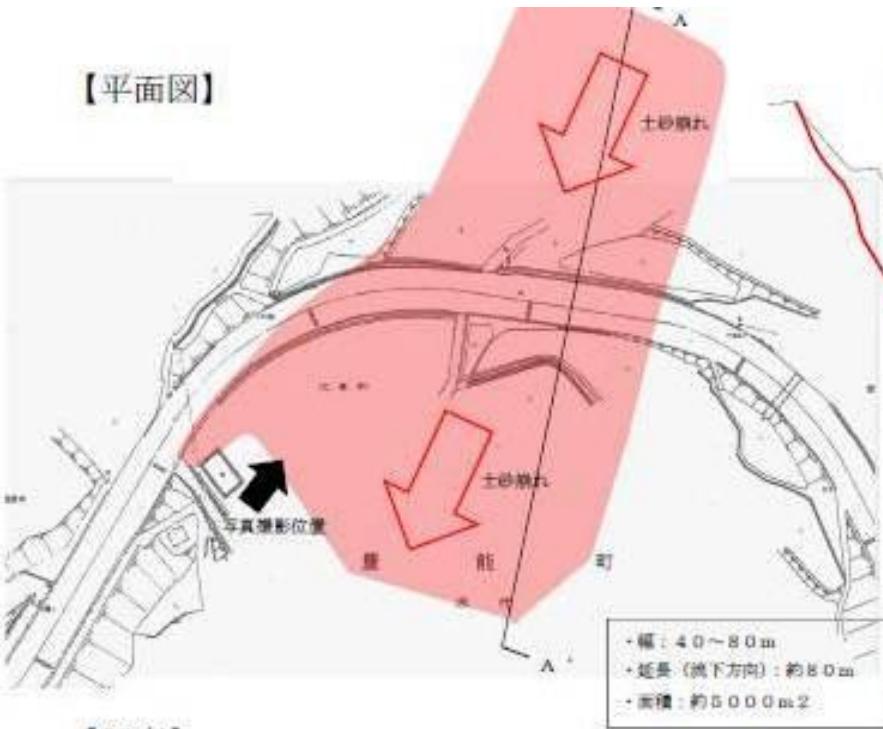
- ・民有地内で不法（砂防法違反）に投棄された土砂が崩落。
- ・隣接する府道余野茨木線約100mが土砂に覆われた。
- ・土砂に覆われた府道の前後約300m区間を通行止（平成26年7月31日まで）。
- ・人的被害なし。
- ・崩壊後、近隣の約1,200世帯で停電。

○備考

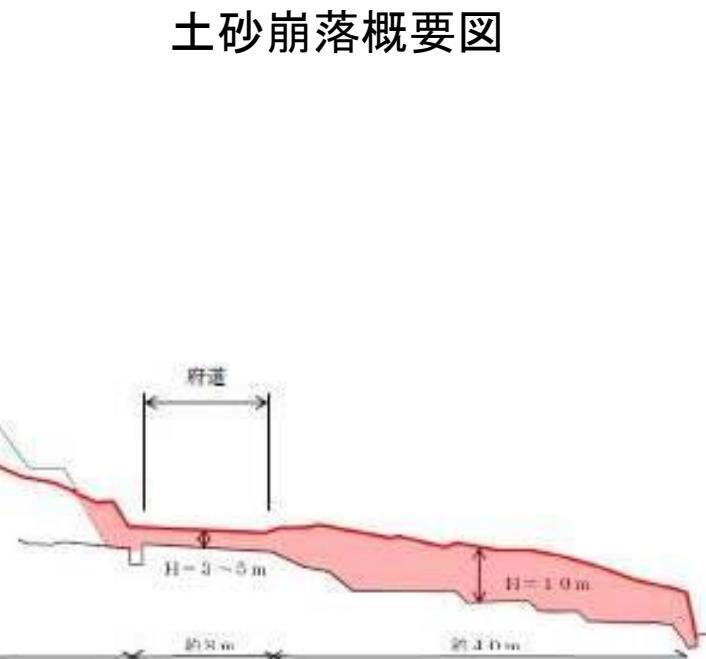
- ・崩壊した土砂と合せて積上げられていた土砂は約14万m³
- ・許可内容と逸脱した行為を行っていたため、是正指導を繰り返すもこれに従わず、度重なる小規模崩落を引き起こしていたことから、許可の取り消し手続き中であった。

土砂崩落概要図

【平面図】



【A-A'断面】



【写真】



現地の写真

発災直後



平成26年7月



行為者に対する砂防法・森林法許可の概要

【砂防法（大阪府砂防指定地管理条例）】

○申請者

株式会社 大成商事

○申請箇所

豊能郡豊能町木代 15-1外4筆
茨木市上音羽93番2外2筆

○行為（面積、切土・盛土の高さ）

0.54ha・6mの切土

○許可日

平成24年10月24日

⇒平成26年3月13日許可取消

※違反内容

- ・行為区域逸脱 約2ha

- ・盛土高さの逸脱 24mの盛土

【森林法（伐採届）】

○申請者

株式会社 大成商事

○申請箇所

豊能郡豊能町木代 16-4ほか

○行為面積

0.056ha

○届出日

平成24年11月5日

行為者への対応経過

日付	違反内容
24年12月27日	(指示票 1) 防災施設の整備
25年 2月28日	(指示票 2) 道路汚損の改善
25年 5月 8 日	(指示票 3) 土砂搬入の中止・防災計画策定の協議
25年 5月28日	(勧告書 1) 許可範囲を逸脱した行為の中止
25年 7月23日	(指示票 4) 社長の出頭、行為の中止・防災措置の履行・崩落個所の是正計画の履行
25年 8月19日	(指示票 5) 早急な是正工事・行為区域逸脱の禁止
25年 9月12日	(勧告書 2) 行為区域逸脱の禁止・土砂搬入の中止
25年10月 8日	(指示票 6) 土砂搬入の中止・府道等への土砂流出対策
25年10月22日	(指示票 7) 府道等への土砂流出対策
26年 1月14日	(指示票 8) 道路汚損の清掃・対策
26年 2月21日	(指示票 9) 行為中止・是正協議に応じること 聴聞の通知発送【行為許可取り消しについて3/11に聴聞する旨】
26年 2月25日	土砂崩落発生(19時40分ごろ)
26年 3月 3日	豊能警察へ告発・受理(22時40分)
26年 3月 6日	聴聞出頭に代え陳述書提出(許可取り消しについて申し開きなし)
26年 3月 7日	(是正命令) 土砂崩落の撤去【条例第9条】 命令の履行不能・土砂の財産放棄、費用は支払う旨の申立書提出
26年 3月13日	許可取消処分【条例第9条】
26年 5月13日	府砂防指定地管理条例第4条違反により逮捕

崩落事故後の取り組み（現行の枠組み）

○「大阪府砂防指定地監督処分要綱」の策定 (H26. 3.26)

- ・手続きの明確化・迅速化を図る。
- ・府民の生活の安心、安全にかかる悪質な違反行為に対し、勧告に従わない場合は、速やかに許可取消し手続き等に入る。
- ・本庁、事務所で情報の共有を行い進捗管理を図る。

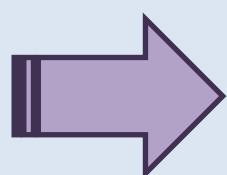
○環境農林水産部と合同パトロールを実施 (H26. 4～)

- ・違反行為者に対し、環境農林水産部と連携して対応を行う。
- ・4月から順次実施。
- ・部局を横断した情報の共有化。

土砂の埋立て等の規制に関する条例の制定について 土砂の埋立て行為への対応

○今回の様な崩落事故を未然に防ぐための方針

- ◇府ではこれまで、無秩序な土砂の埋立て行為を規制するものが無く、放置すれば大規模な崩落事故が発生するなど、近隣に対し甚大な被害を及ぼす危険が高く、また、行為地周辺の住民の生活環境の保全を図っていく必要がある。
- ◇従前は砂防指定地内等、他法令が適用される範囲の行為に対しては、規制を行っていたが、本来の目的とは異なることから規制の適用や罰則規定・手続き等に課題が生じている。



大阪府内において残土のたい積等を規制する
「土砂の埋立て等の規制に関する条例」の制定
を別途、検討中。

☆行為地や行為内容、技術基準や罰則・手続きの整合等
密接に関係関連する砂防指定地管理条例の改正があわせて必要。

違反行為に対する規制のあり方について

砂防法・砂防指定地管理条例の現行枠組みと改正のポイント

○法の目的

治水上影響を及ぼす土砂流出を防止調節することにより災害を防止

- ①砂防設備の保護【条例第3条】
- ②砂防指定地内の私権を制限（行為の制限・禁止）【条例第4条】

○課題：現行条例等における直接的・即効的な違反行為の抑止及び是正措置

- ①無許可行為および、許可内容を逸脱した行為への対応【条例第9条】
- ②軽い罰則に起因する抑止力の低下【条例第17条】
- ③申請者と実質責任者の不一致による有効な指導不足

○砂防指定地管理条例改正のポイント

①申請目的

虚偽申請を防止し、違反行為が発覚した際には早急な是正対策を措置

②罰則

現行で限定適用である罰則の見直しおよび罰則内容の強化

違反者の氏名公表による抑止効果の発現

③申請者・行為者・土地所有者の責務

各者の責務を定めることにより責任の所在を明確化

違反行為に対する規制のあり方について

土砂条例の検討項目と砂防指定地管理条例の比較

	土砂条例 (検討中)	砂防指定地管理条例 (現行)	備考
目的	土砂の埋立等による災害を防止し、周辺住民の生活環境を保全	治水上影響を及ぼす土砂流出を防止調節し、災害を防止	
各主体の責務	発注者・事業者・行為者・土地所有者	行為者	各者の責務について整合が必要
対象	大阪府内全域	砂防指定地内	
行為への規制	許可	許可・届出	
対象	3,000m ² 以上の行為 (市町村条例との区分あり)	150m ² 以上の行為 (150m ² 以下は届出)	適用除外項目など整合が必要
要件	安全性の確保 搬出元の把握 搬入土の汚染有無 等	安全性の確保	
規制遵守の担保	罰則 地方自治法に基づく罰則 氏名の公表	罰則 (限定適用) 1年以下の懲役若しくは禁固または2万円以下の罰金	違反行為者への対応について整合が必要